

はしがき

倒産事件に対して、（多くは弁護士の方であるかと思いますが、）読者の皆様は、どのようなイメージを持たれているのでしょうか。

所属している事務所では扱っていない、興味はあるけど経験がない、事務所で頻繁に扱っているけれどよく理解していないなど、読者の皆様によってその印象、倒産事件との距離はさまざまであると思います。ただ、よほど専門分野に特化しない限り、弁護士業務に倒産事件、特に個人の方の債務整理事件（破産、個人再生及び任意整理事件）は不可避であり、一通りこなせるだけの技量は必要と感じます。

倒産法に関する研修会や勉強会に参加すると、倒産事件を共同受任という形で学ぶことができる機会に恵まれないようで、会場のあちらこちらで参加者が、「もっと実務に触れたいのに、機会がない」「基本書を読んで法律やルールは理解したが、実際の運用や留意点がわからず、一人で事件をやるには不安がある」「事務所で一定の倒産事件は扱っているが、他の弁護士のやり方も見てみたい」などと話していることをよく耳にします。皆さん不安を抱えているようです。

本書は、上記のようなニーズあるいは不安に応えるために、倒産事件に触れる機会があまりない方、基本書は一通り読んだので実際に倒産事件を扱う際の留意点について学びたいという方、倒産事件に触れる機会は一定程度あるが他の弁護士のやり方も学んでみたいという方々に向けて執筆したものです。

執筆メンバーの中には、日常的に管財人や再生委員に就任している弁護士もいれば、主に申立代理人として事件を多くこなしている弁護士もいます。

管財事件等に精通している弁護士であるからこそ書ける体験談もありますが、申立代理人側から出てくる素朴な疑問も基にして、執筆者間で論点を出し合い、本書の各テーマを検討しました。

本書では、厳選した30のテーマについて、申立代理人の失敗設例を題材として、実務の運用はどうなっているのかを解説し、そのうえで、設例においてはどのようにすれば失敗を防ぐことができたのかを、事案に即して説示しています。

そして最後に、本書を一通り読んでいただいた後でも内容の思い返しが容易になるように、「ゴールデンルール」としてコンパクトに要旨をまとめています。

本書の設例で記している失敗事例は、管財人として破産事件に関与していた際に散見された申立代理人のやや不適切な行為や、逆に申立代理人側から、「管財人にこのように引き継ぐことができればもっと良かった」などの振り返りに基づく事例、裁判所が注意喚起している事例などを参考にしたものです。「現実的にこんなこと起こりえない」「こんな失敗を普通はしない」「他の手段もある」「矛盾がある」等のご批判もあろうかと思いますが、論点や教訓を導き出すための空想の産物ですので、ご海容いただければと思います。

本書に記した「失敗」を避けるための「ゴールデンルール」が、皆様の「成功」に結びつき、そして何より、倒産という人生で一度経験するかどうかの有事に陥っている依頼者に不測の事態が生じないようにしていただき、微力ながらも依頼者の再起に向けた後押しになれば幸いです。

最後になりますが、本書を上梓する機会を与えてくださった学陽書房の大上真佑氏に、この場を借りて深く御礼申し上げます。

令和7年7月

著者一同

はしがき	3
凡例	10

第1章 申立ての準備にまつわる失敗

1 寄り添いながらもお尻を叩く〈依頼者対応〉	12
失敗事例 「ボールは依頼者にある」と、漫然と過ごす	
2 手続選択は一丁目一番地 〈倒産手続のメニューと選択〉	16
失敗事例 経営者保証ガイドラインを失念	
3 急がば回れ〈申立必要書類の収集〉	24
失敗事例 書類の不足・不備を指摘された	
4 相続の有無を訊ねろ〈財産調査〉	30
失敗事例 相続財産が債権者に分配される	
5 公租公課は怖い〈受任通知の送付先〉	36
失敗事例 地方公共団体に受任通知を送付し滞納処分	

第2章 破産にまつわる失敗（手続面）

6 管轄を舐めない〈管轄〉	44
失敗事例 埼玉か千葉か東京か	
7 予納金を適切に見積もる〈予納金〉	50
失敗事例 調整のために弁護士報酬を削ることに	
8 振分基準は裁判所に要確認 〈同時廃止と管財事件の振分基準〉	56
失敗事例 同時廃止を想定していたら管財事件だった	
9 管財人に具体的な説明を 〈自由財産の拡張〉	62
失敗事例 自動車を残せず依頼者が激怒	
10 親心が裏目に 〈子ども名義の保険の解約返戻金の帰属〉	68
失敗事例 支払った人に帰属するんじゃないの？	
11 「動的財産」を管理せよ 〈個人事業主の売掛金債権〉	74
失敗事例 あと1日、申立てを遅らせていれば……	
12 申し立てたら終わり、じゃない 〈破産者・代理人の説明義務〉	78
失敗事例 申立後は管財人に全て任せ、説明義務違反	
13 心を鬼にして支出を止める 〈申立代理人の責任〉	82
失敗事例 子どものための支出なのに損害賠償請求	

14 破産者からしっかり聴き取れ〈免責〉……………88

失敗事例 借金の原因を聴き取っていない

15 無理しなくたって〈免責調査・観察型管財事件〉……………94

失敗事例 免責不許可事由があるのに同時廃止

第3章 破産にまつわる失敗（実体面）

16 申立前の換価は入念に〈直前換金〉……………102

失敗事例 破産費用捻出のための換金が否認される

17 口座凍結に気をつけろ〈預金相殺〉……………108

失敗事例 預金相殺されて申立費用が足りない！

18 受任通知はちょっと待った
〈倒産解除条項の有効性〉……………114

失敗事例 リース物件が引き揚げられる

19 労働者性は実態を見よ〈給与の支払いと否認権〉……………118

失敗事例 「取締役」「下請」というだけで否認？

20 弁護士ならみんな悩む〈弁護士報酬と否認権〉……………124

失敗事例 報酬の金額を決められず……

21 申立前の事業譲渡は慎重に
〈破産手続と事業譲渡〉……………130

失敗事例 手続開始前の事業譲渡が否認権の対象に

22 破産しても訴訟は終わらない
〈破産手続における訴訟の帰趨〉……………136

失敗事例 終了すると思ったが管財人が引き継いだ

23 管財人の立場になって考える〈双務契約〉……………142

失敗事例 判断がすべて裏目に出る

24 管財人と協働で〈リース契約〉……………150

失敗事例 返還を求められたがまだ残務がある

第4章 個人再生にまつわる失敗

25 最低弁済額を比較する
〈給与所得者等再生手続〉……………158

失敗事例 安易に手続選択し計画弁済総額が増加

26 清算価値って、いつの価値？
〈清算価値保障原則〉……………164

失敗事例 基準時を誤解して再生手続廃止

27 否認権行使も計画案に盛り込め
〈清算価値保障原則と否認行為〉……………170

失敗事例 個人再生から破産へ方向転換

28	許可さえ取っておけば……	
	〈住宅資金特別条項と一部弁済許可〉……………	178
	失敗事例 申立てを忘れて最低弁済額が増加した	
29	滞納していたら使えない	
	〈住宅資金特別条項とマンション管理費の滞納〉……………	184
	失敗事例 「マイホームは保持できるって言いましたよね？」	
30	期日厳守 〈再生計画〉……………	190
	失敗事例 提出期限を徒過して再生廃止	
余録 1	不動産任意売却の実際……………	197
余録 2	未払賃金のある労働者の救済……………	201
余録 3	即日面接……………	203

凡 例

法令名等の内容は、2025年7月現在施行のものによります。

本文中、資料、判例を略記した箇所があります。次の略記表を参照してください。

■判例

〈略記〉	〈正式〉
最判	最高裁判所判決
最決	最高裁判所決定

■資料

〈略記〉	〈正式〉
民集	最高裁判所民事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
金判	金融・商事判例
金法	金融法務事情
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

■書籍

〈略記〉	〈正式〉
破産管財の手引	中吉徹郎・岩崎慎編『破産管財の手引 第3版』（金融財政事情研究会、2024年）
個人再生の手引	鹿子木康ほか編『個人再生の手引 第2版』（判例タイムズ社、2017年）

〈判例の表記〉

判例は、以下のように略記して示しています。

（略記）最判昭和58年10月6日民集37巻8号1041頁

（正式）最高裁判所判決昭和58年10月6日最高裁判所民事判例集37巻8号1041頁

1 寄り添いながらもお尻を叩く

〈依頼者対応〉.....▶

失敗事例 「ボールは依頼者にある」と、漫然と過ごす

甲弁護士は、東京都在住の会社代表者Xから、法人及び代表者個人の破産手続開始申立事件を受任しました。法人は、雑貨の企画・販売を行っていた会社であり、事業は小規模なものでした。

受任後、甲弁護士は、受任通知を発送し、Xに対して、申立資料と裁判所予納金の準備を依頼しました。

ところが、申立資料は待てども送られてこず、裁判所予納金についても、「まだ用意できていない」との返事を受けるのみでした。

甲弁護士は、他の事件対応に追われていたこともあり、「依頼者にボールがある以上は仕方がないか」と様子を見て、取り立てて強い催告をすることなく過ぎていたところ、気づいた時には、申立書の作成の準備ができないまま受任から4ヶ月ほどの時間が経っていました。

その後、ようやく申立資料と裁判所予納金の提供を受けて、通帳の入出金履歴を確認したところ、Xが直前に親戚への返済（偏頗弁済）を行っていることが発覚しました。甲弁護士が直ちにXに確認したところ、Xから「すみません」との言葉はありましたが、管財人にどのように説明をしたらいいのか途方に暮れる甲弁護士でした。

解説

1 失敗の原因

「ボールは依頼者にある」ということで漫然と対応をして依頼者に対する積極的なコントロールを怠り、「責任財産の散逸防止のための

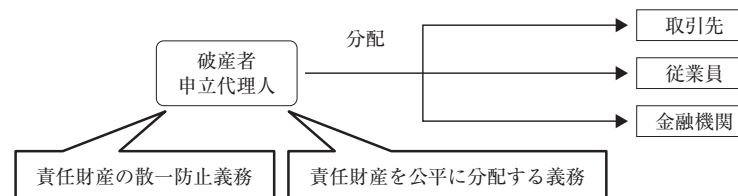
速やかな破産申立て」という申立代理人としての責任意識が乏しかったことが原因でした。

2 破産申立てという「有事」における申立代理人の責任

顧問業務や民事裁判などの通常の事件対応であれば、依頼者のリアクションの遅れが原因となって不測の事態が生じて、「(代理人が説明義務を果たしたうえで) ボールが依頼者にあった以上は、それに応じなかった依頼者の自己責任である」という考えも成り立ち得ると思います。

しかし、こと破産申立てという「有事」の局面においては、申立代理人としても、依頼者の利益だけではなく、「責任財産の散逸防止」や「総債権者の公平性」を念頭に置いた速やかな破産申立ての実現を心掛ける必要があります。

■破産申立てにおける申立代理人の責任



3 受任通知発送後に監督責任が顕在化する

とりわけ、事件の受任後に依頼者が支払不能の状態にあることを表明して支払いの停止を求めることを内容とする受任通知を債権者に発送した以後は、その監督責任が顕在化します。

場合によっては、受任通知送付後に依頼者が行ってしまった偏頗弁済等の否認対象行為に起因する責任財産の減少について、裁判所や管財人から申立代理人としての責任を問われることにもなりかねないので、対応には留意が必要です。

19 労働者性は実態を見よ

〈給与の支払いと否認権〉.....▶

失敗事例 「取締役」「下請」というだけで否認？

甲弁護士はX社の破産事件を受けることになりました。

X社は自動車修理会社で、社長のAのほかにB、C、D及びEが働いているとのこと。このうちBはAと同じようにX社の取締役で、Aが営業担当、Bが作業担当と役割分担をして2人で経営をしていました。CとDは従業員です。Eは下請業者ですが、X社からの仕事だけの請け負いでしたので、Bらと一緒にX社の作業場で仕事をしていました。Bら4人の作業内容に差はなく、傍から見れば、4人ともX社の勤勉な従業員のように見えます。

AはBらの破産後の生活を危惧して、これまで滞納していた給料を少しでも支払えないものかと甲弁護士に相談しました。

わずかながらの資産としてX社の工場に钣金用の工作機械があり、Y社が引き取りを希望しているとのこと。甲弁護士としては、破産管財人から否認権を行使されないようにするために破産管財人向けのマニュアルをせっせと読み、練度をぐいぐい高めて、Y社以外にも数社から見積りを取り、メーカーにも中古価格の相場を問い合わせ、最も高額な200万円でY社に売却することにしました。

Aは甲弁護士と相談して、売却金額からBに60万円、CとDには各40万円、Eには60万円を未払給与の一部として渡しました。

順調に見えた事件処理でしたが、破産管財人の乙弁護士からは「売却金額は適正と思われるが、BとEへの各60万円は偏頗弁済に該当する」と指摘されてしまいました。否認行為に該当しないよう慎重に進めたつもりでしたが、乙弁護士からの思わぬ指摘に動揺する甲弁護士でした。

解説

1 失敗の原因

破産管財人は破産会社の財務状況も人事状況も雇用形態もわからない状態で選任されます。

したがって、破産会社の登記簿謄本や雇用台帳などの資料から形式的に役員、従業員を判断します。また、同じ業務をしていたとしても請負契約あるいは業務委託契約とされていれば、形式的に取引先と考えて、未払金があっても一般債権扱いとする可能性があります。

このような形式的な判断にならないよう、甲弁護士は申立代理人として破産会社の実情や取引状況などを予め申立書に記載しておくか、あるいは破産管財人に丁寧に説明しておく必要がありましたが、それを怠り、漫然と申し立ててしまった浅薄さに失敗の原因があります。小さなことですが、X社からの給与で生活をしていたBにしてもEにしても正に死活問題ですから、疎かにしてはなりません。

2 否認権

否認権とは、破産手続開始決定前になされた破産者の行為またはこれと同視できる第三者の行為の効力を否定する形成権です（破産法167条1項、173条1項）。

破産者は、破産手続開始前は、自らの財産について管理処分権を有していますので、自由に処分などをすることができます。しかしながら、破産者が事実上倒産状態になっている場合には、破産者が自己の財産を不当な価格で処分したり、一部の債権者へ弁済したりすると、**総債権者の利益や債権者間の平等を害することになりかねません。**

このような事態に備えて、破産管財人に専属する権能として否認権の制度が設けられています。否認権行使の結果として、破産者から逸失した財産は原状に復されることになります（同法167条1項）。

26 清算価値って、いつの価値？

〈清算価値保障原則〉……………▶

失敗事例 基準時を誤解して再生手続廃止

甲弁護士は、東京都在住のXから、小規模個人再生申立事件を受任しました。負債総額は1000万円です。

Xは50歳のサラリーマンで、退職金の見込額は800万円とのことでしたので、甲弁護士は、申立てにあたり東京地裁の運用方針に従い、退職金見込額の8分の1である100万円を清算価値として算定して申立てをし、無事に再生手続の開始決定を得ることができました。

東京地裁では、全件について個人再生委員を選任する運用（東京地裁Web サイト参照）ですので、個人再生委員との面談も済ませ、履行テストも兼ねている個人再生委員への分割予納金の納付も順調でした。

再生計画案の提出期限が迫ってきた頃、甲弁護士は、Xから「早期希望退職制度に応じたいと思いますが問題ありますか？」と尋ねられました。甲弁護士は、開始決定で清算価値が確定したと考え、「問題ない」と回答したため、Xは早期退職して退職金800万円を受領しました。

甲弁護士が再生計画の素案を個人再生委員に送付したところ、Xの預金通帳を提出してほしいとの依頼があり、これに応じて通帳コピーを送信すると、個人再生委員から甲弁護士に電話がかかってきました。曰く

「甲先生、通帳を見ましたが800万円の入金がありますね？ これは退職金でしょうか？ なんてあれ、この金額は清算価値として計上せざるを得ませんから、計画弁済総額は800万円になります。これを前提にして、再生計画案を作り直してください。作成できなさそうであれば再生手続廃止となります」

恐るべき言葉に甲弁護士は血の気が引いていくのを感じました。

解説

1 失敗の原因

再生事件における計画弁済総額は、清算価値保障原則（次頁参照）を満たしている必要があります。

この清算価値算定の基準時について、開始決定時とする考え方と認可決定時とする考え方がありますが、東京地裁の運用では、以下のとおりとなっています（『個人再生の手引』235頁）。

- ・通常再生事件……開始決定時
- ・個人再生事件……認可決定時

失敗事例は小規模個人再生＝個人再生事件ですから、清算価値算定の基準時は認可決定時となるどころ、これを開始決定時と勘違いし、Xの早期退職を安易に許容してしまったことが甲弁護士の失敗です。

小規模個人再生手続は、下図のとおりに行進します。失敗事例において、清算価値算定基準時を開始決定時とすれば、この時点で退職金請求権は具体化していないので、その清算価値は退職金見込額の8分の1（『個人再生の手引』235頁）で確定です。その後、認可時まで退職金を受領しても清算価値として算定しません。一方、認可決定時を基準時とすると、開始決定後も流動的で、早期退職して退職金を受領した場合は現金または預貯金にいわば変化し、これに応じて清算価値を算定する必要があります。

■ 小規模個人再生手続の流れ

開始決定→再生計画案提出→付議決定→債権者決議→再生計画認可

負債総額1000万円＝基準債権額とすると、最低弁済額は、その5分の1の200万円になります。一方で退職金があるまま預貯金として残っていて他に資産がないと仮定すると清算価値は800万円になりますので、清算価値保障原則により計画弁済総額は、800万円となり、これを原則3年で返済する（月約22万2000円）再生計画を策定する必要